

目 次

規 則	ページ
16 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	2
辞 令	
事務所長の任免について	4
事務所長の任免について	5

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和7年5月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者

副管理者 品田宏夫

新潟県市町村総合事務組合規則第16号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(略) (2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。)	月額85,490円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)	常時介護を要する状態	(略) (2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が81,290円以下であるときに限る。)	月額81,290円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	(略) (2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。)	月額42,700円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)	随時介護を要する状態	(略) (2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が40,600円以下であるときに限る。)	月額40,600円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

事務所長の任免について(辞令)

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則(平成16年規則第2号)第16条第1項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和7年5月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者

副管理者 品田宏夫

令和7年3月31日付け 新潟市事務所長を免ずる 渡部博子

令和7年4月28日付け 新潟市事務所長を命ずる 平野実穂子

事務所長の任免について(辞令)

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則(平成16年規則第2号)第16条第1項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和7年5月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者

副管理者 品 田 宏 夫

令和7年4月23日付け 糸魚川市事務所長を免ずる 米 田 徹

令和7年5月8日付け 糸魚川市事務所長を命ずる 久保田 郁 夫